

# 国におけるデータの整備・提供と モニタリングについて

---

- （第19回国土管理専門委員会で整理）国は、都道府県や市町村において、管理構想に優先的に取り組むべき市町村や地域を検討するのに資するよう、集落の維持可能性を分析する際に活用可能と考えられる指標とその全国的な傾向を提示する。

※提示する指標は、国勢調査や農林業センサスなど既存の調査で経年的に整備されているデータを活用できるものとする。

#### ○提示するデータ

##### <国土管理の課題が顕在化するおそれのある地域>

- ・農業集落における集落人数が将来的に9人以下となる集落

→人口推計から、都道府県、市町村ごと、農業地域類型ごとに、集落人数が9人以下となる集落の割合を提示。特に割合が高くなる都道府県・市町村については自ら管理構想を検討するとともに、市町村や地域に対して取組を促すことが考えられる。

※将来人口推計については、小地域や集落レベルでは誤差が大きくなることから、市町村において集落レベルの分析を行う際には活用が難しい。

##### <全国や都道府県の傾向との比較から市町村や地域の分析に資するもの>

- 以下情報について、平均値等から相対的に今後集落の維持可能性が困難になる地域を検討する目安となることが考えられる。

- ・高齢化率・人口減少率・若年人口率

→将来人口推計から、全国及び都道府県・市町村ごとに傾向を提示。特に高齢化率が高くなり、人口減少が進む傾向がある都道府県・市町村については、自ら管理構想を検討するとともに、市町村や地域に対して取組を促すことが考えられる。

- ・過去実績からの20～39歳の女性の変化率（将来人口推計を用いない指標）

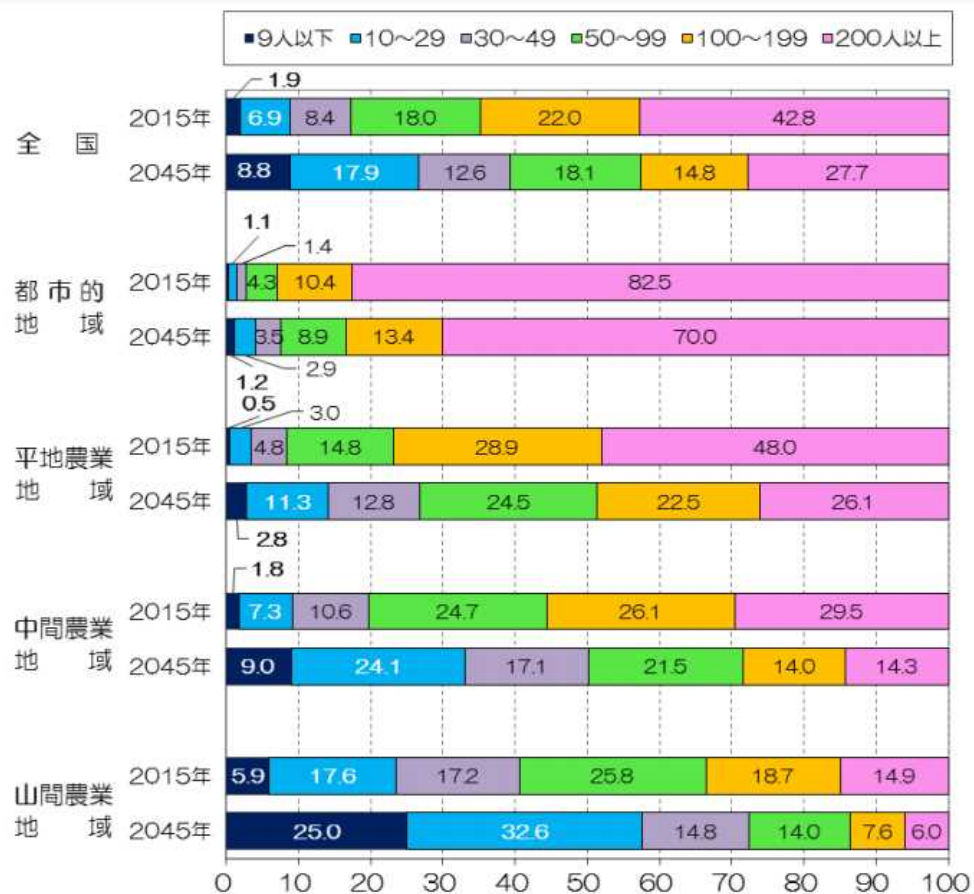
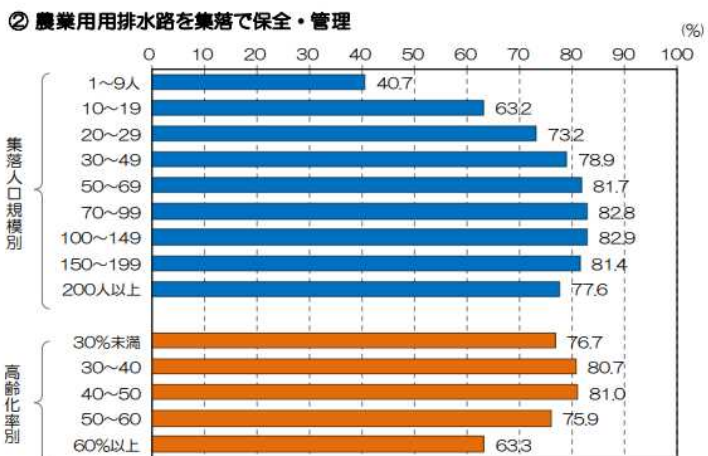
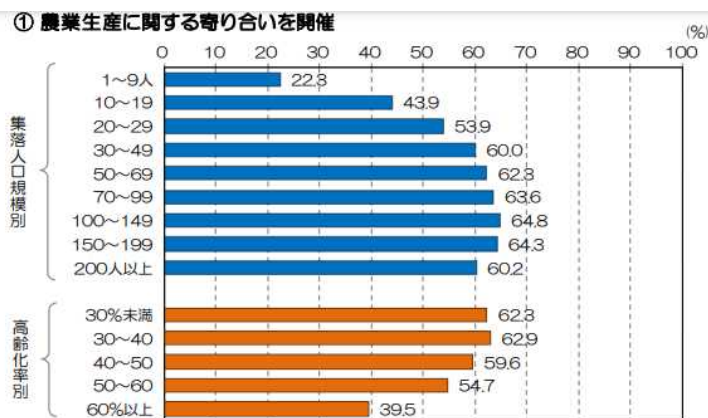
→市町村・農業集落ごとの変化率を提示。（※合計特殊出生率の大部分は当該年代の女性によるものであり、集落レベルにおいても現状推移から将来の集落の維持可能性の目安となる。）

## 農業集落における集落人数が将来的に9人以下となる集落

○農林水産省農林水産政策研究所の分析によると、集落人口が9人以下の集落で、農業生産に関する寄り合いの開催や、農業用排水路の集落での保全・管理など、集落活動が著しく低下するとされている。

○また、2045年の集落人口の推計では、集落の縮小が進行し、人口9人以下の集落が全国の農業集落の9%を占め、山間農業地域では25%になるとされている。（出典：農林水産省農林水産政策研究所）

※農業集落：農林業センサスの最小の地域の単位。農業上形成された地域社会の基礎的単位。



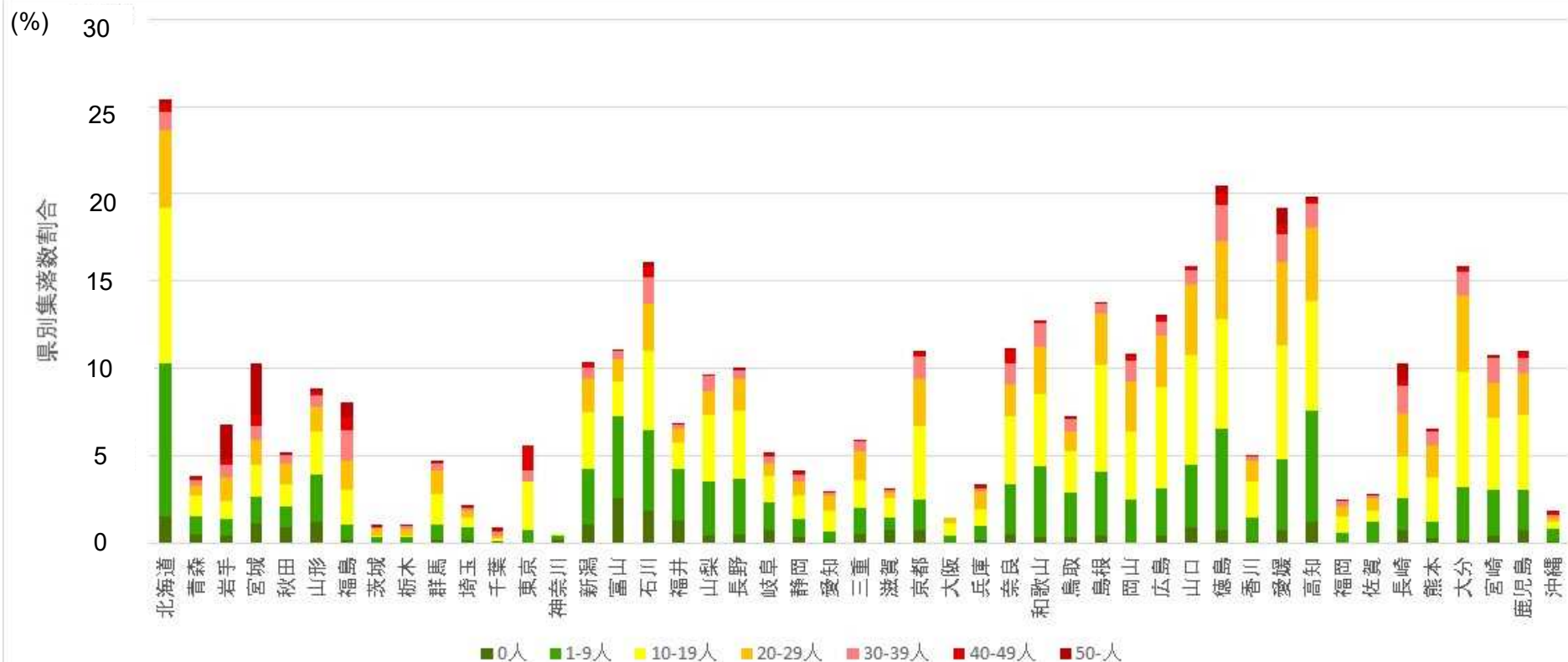
人口規模・高齢化率別にみた集落の活動状況（2015年）

農林業センサス農山村地域調査(2015年)、地域の農業を見て・知って・活かすDB(2015年)

集落人口及び高齢化率は、国勢調査の人口データを農業集落別に推計した値に基づく。2045年の人口推計は、集落ごとに行ったコーホート分析によって推計した推計人口

農業地域類型ごとの集落人口規模別の集落数構成 (%)

- 2045年の農業集落の人口推計をみると、北海道、北陸及び西日本の各県において、人口が9人以下となると推計される集落が全集落に対して10%を超える傾向が見られる。
- 2045年の集落人口が9人以下となると推計される集落について、現在（2020年）の人口をみると、北陸地域では既に9人以下となっている集落が多い傾向がある一方で、西日本では現在の人口規模によらず2045年には9人以下となることが予測される集落が多く発生する傾向が見られる。このことから、現在の集落規模によらず、将来を見据えた検討が必要になると考えられる。

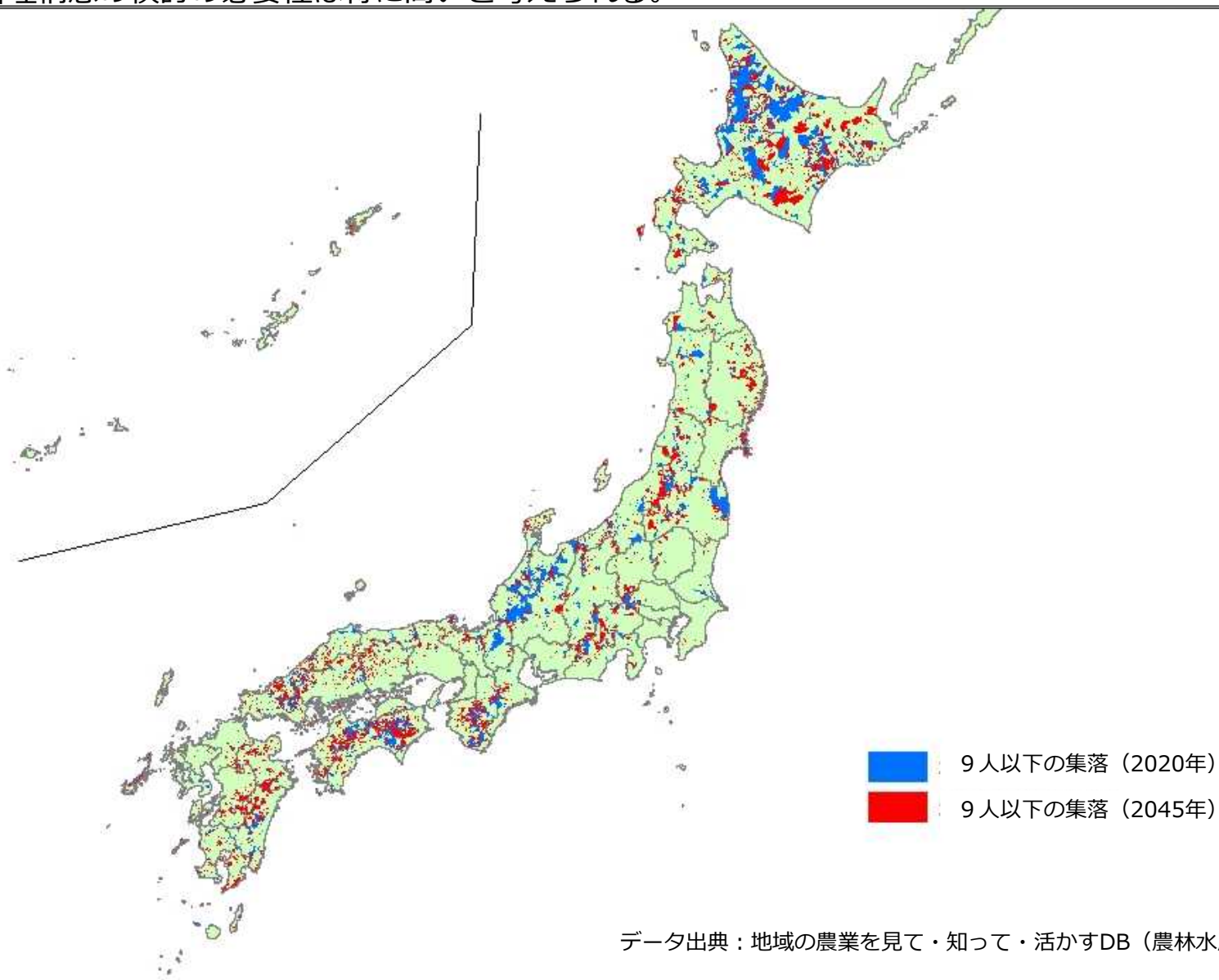


データ出典：地域の農業を見て・知って・活かすDB（農林水産省）

図 2045年に人口が9人以下となる集落の県別割合（色分けは2020年時の人口）

## 農業集落における集落人数が9人以下の集落（2020年・2045年時点）（集落別）

○今後集落人数が9人以下になると予測される地域は、特に、北海道、岩手県や新潟県の内陸部、中国山地、四国山地、紀伊半島の内陸部、熊本県・宮崎県・大分県の県境付近等を中心に多く見られる。こうした地域での管理構想の検討の必要性は特に高いと考えられる。

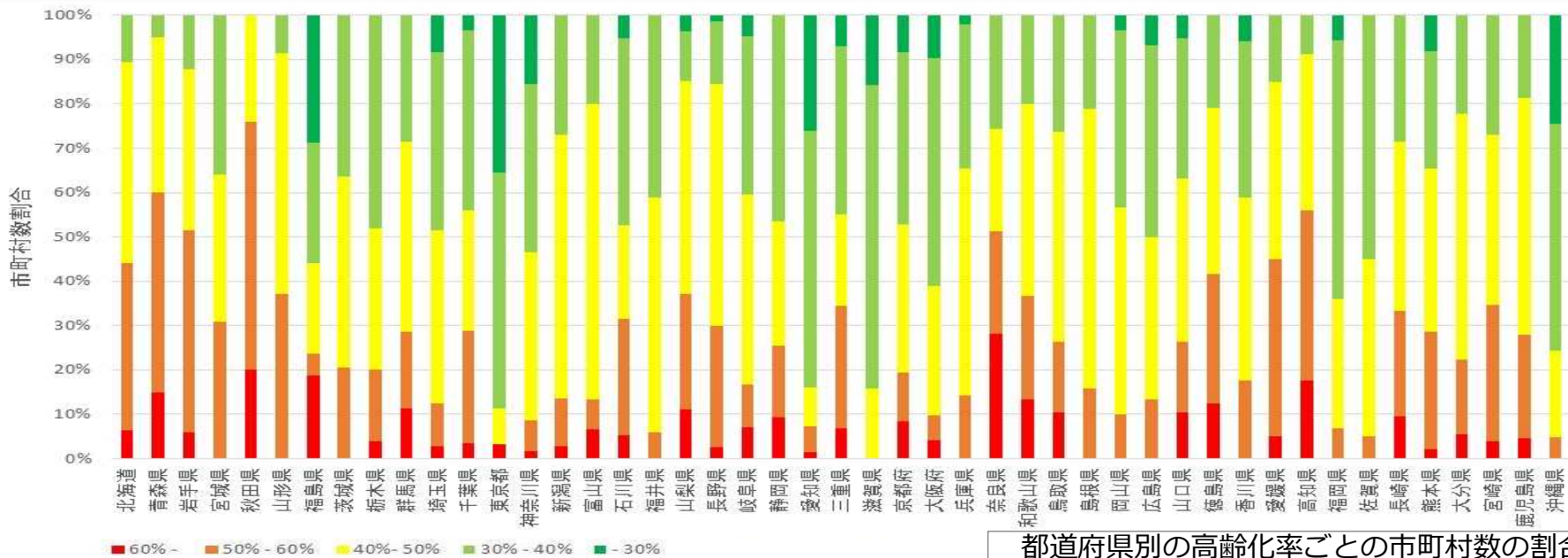
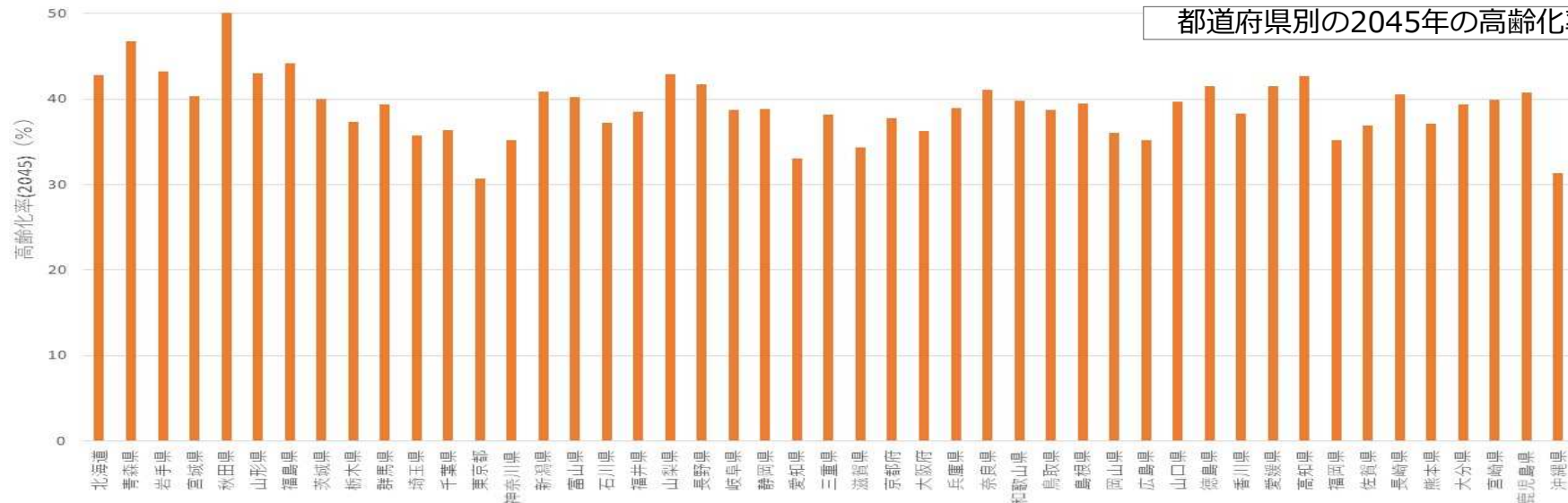


## 2045年の高齢化率（都道府県別）

○都道府県別の2045年の高齢化率（推計値）は青森県・秋田県など東北地方で高く、50%近くなる県も見られる。市町村別の高齢化率を比較すると、秋田県、青森県、岩手県、奈良県、高知県等で50%を超える市町村の割合が高くなっている。

データ出典：地域の農業を見て・知って・活かすDB（農林水産省）

都道府県別の2045年の高齢化率



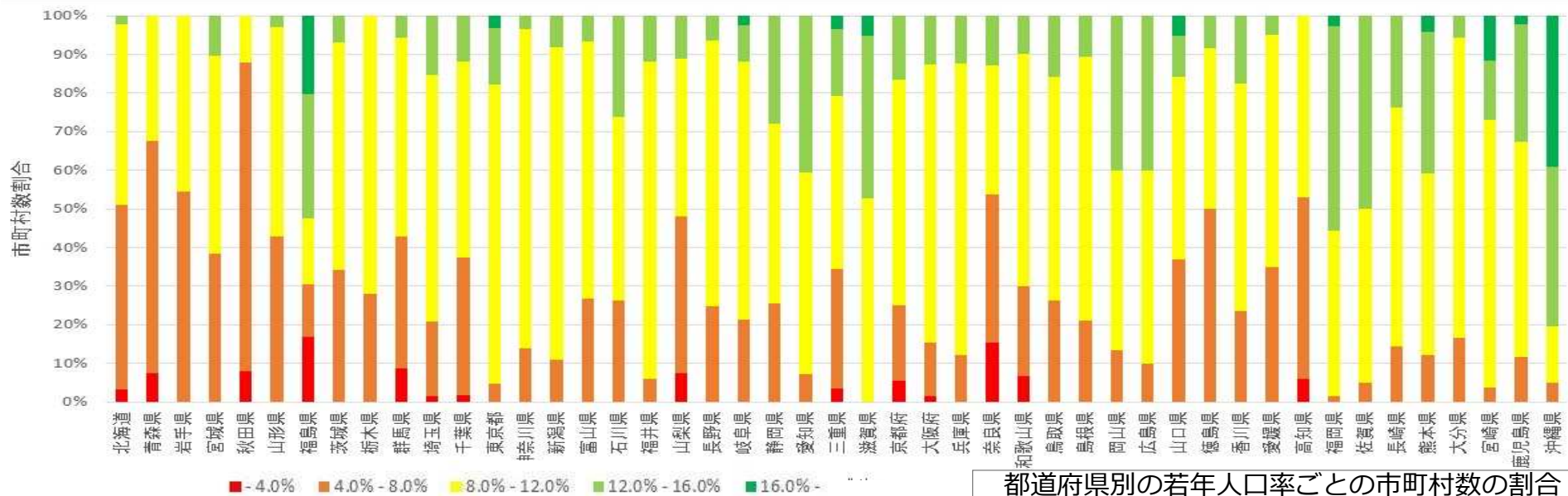
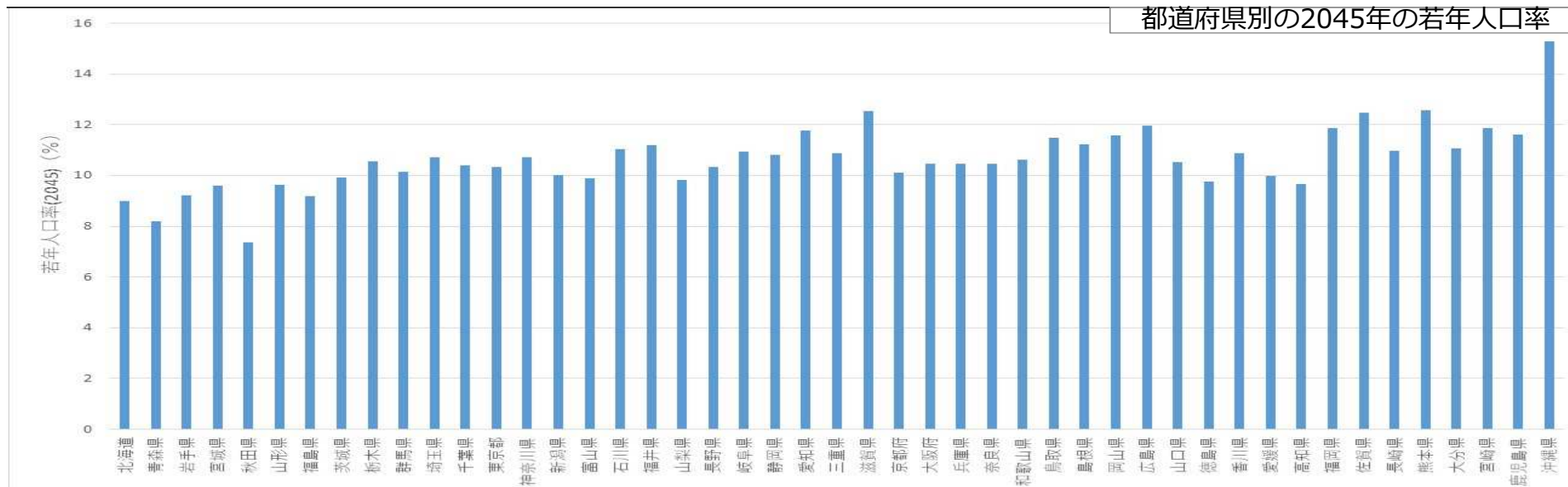
都道府県別の高齢化率ごとの市町村数の割合

## 2045年の若年人口率（都道府県別）

○都道府県別の2045年の若年人口率（推計値）が低くなる都道府県や、若年人口率が低くなる市町村の分布の傾向は、高齢化率の高い都道府県・市町村の傾向とほぼ同様。

データ出典：地域の農業を見て・知って・活かすDB（農林水産省）

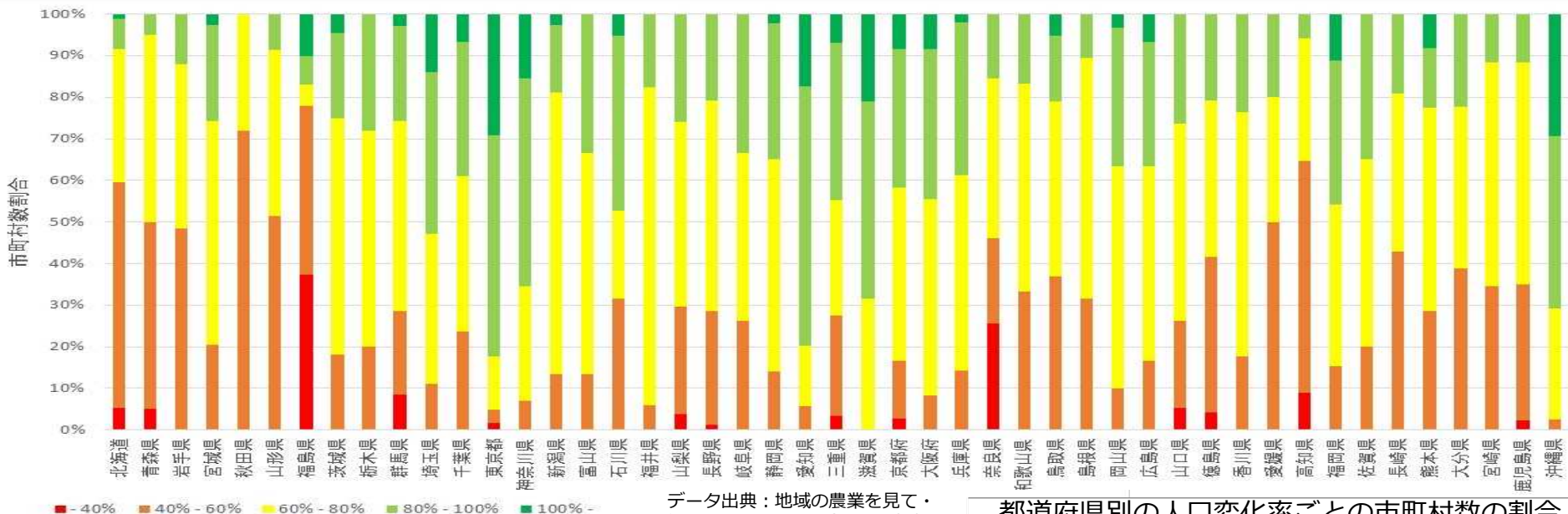
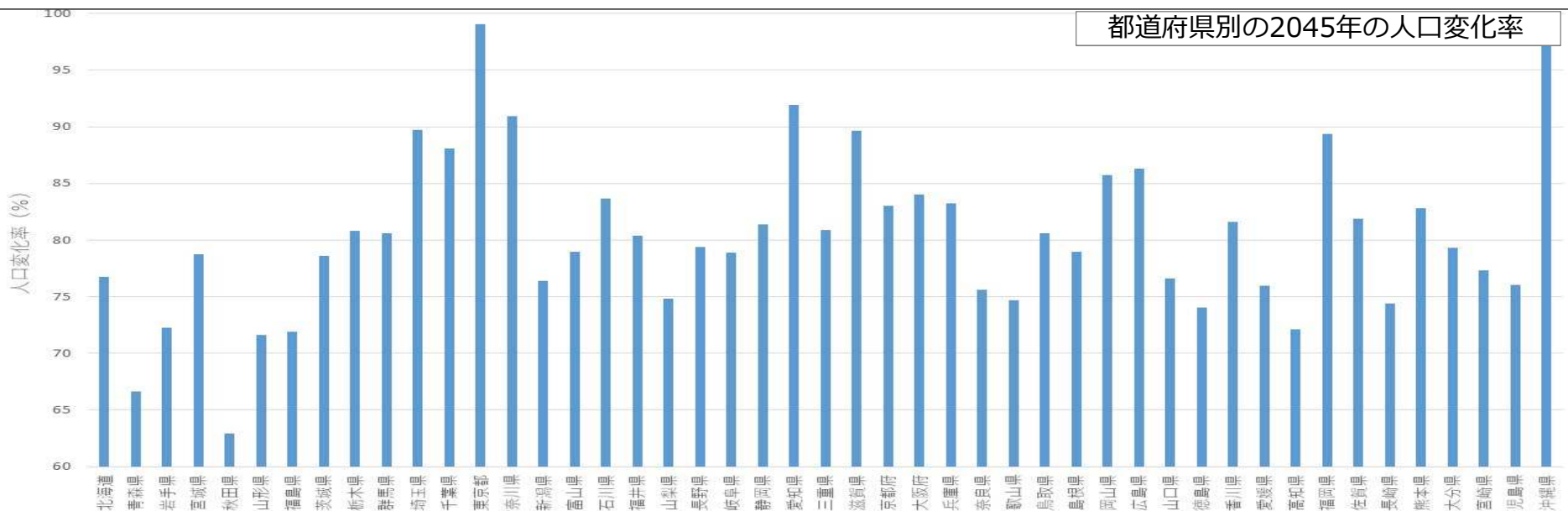
都道府県別の2045年の若年人口率



都道府県別の若年人口率ごとの市町村数の割合

# 2020年から2045年の人口変化率（都道府県別）

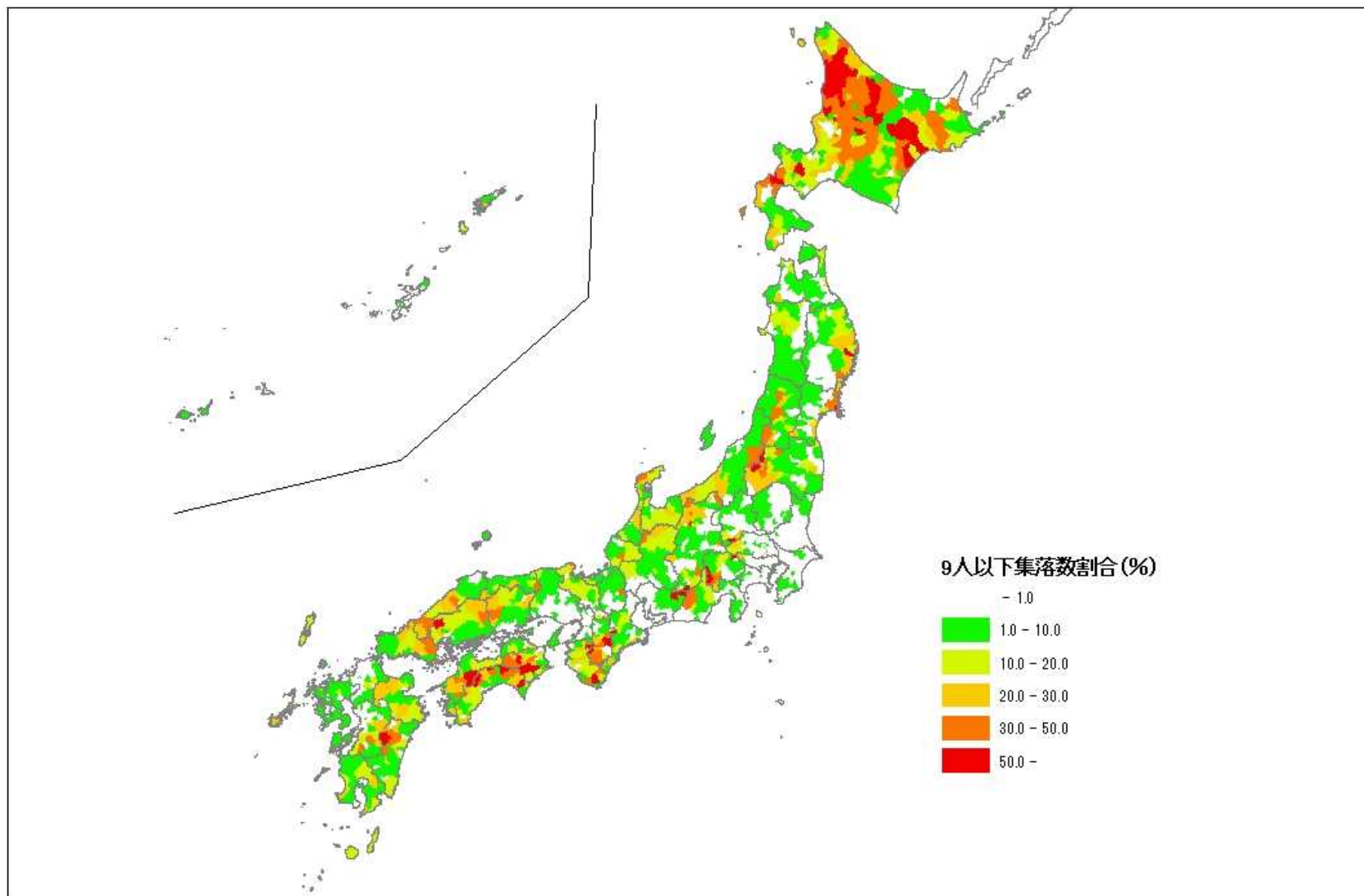
○2020年から2045年の人口の変化を見ると、東北地方、四国地方で大きく減少する傾向があり、こうした地域では人口が40%以上減少すると予想される市町村の割合が約半数になる都道府県も見られる。

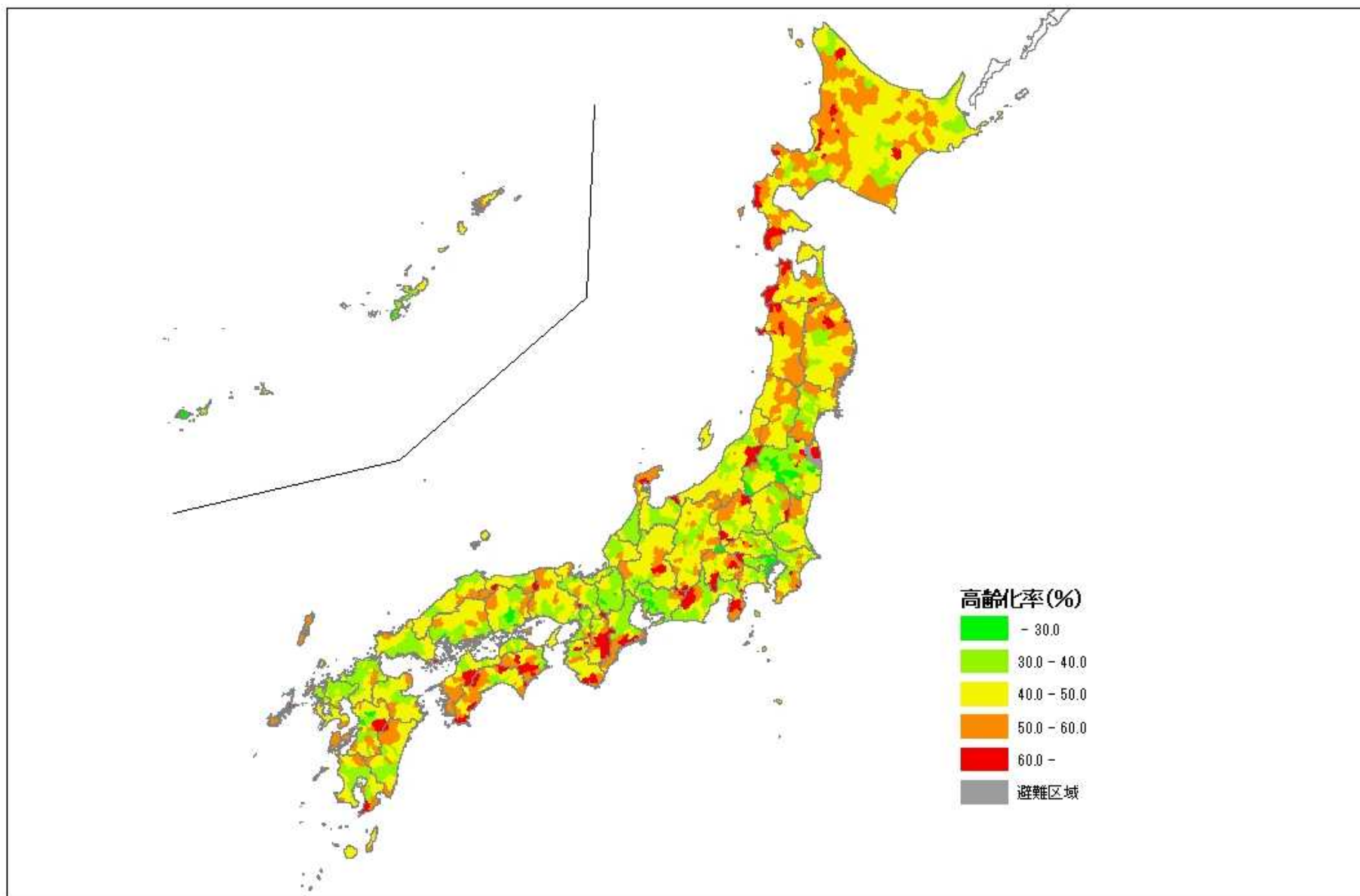


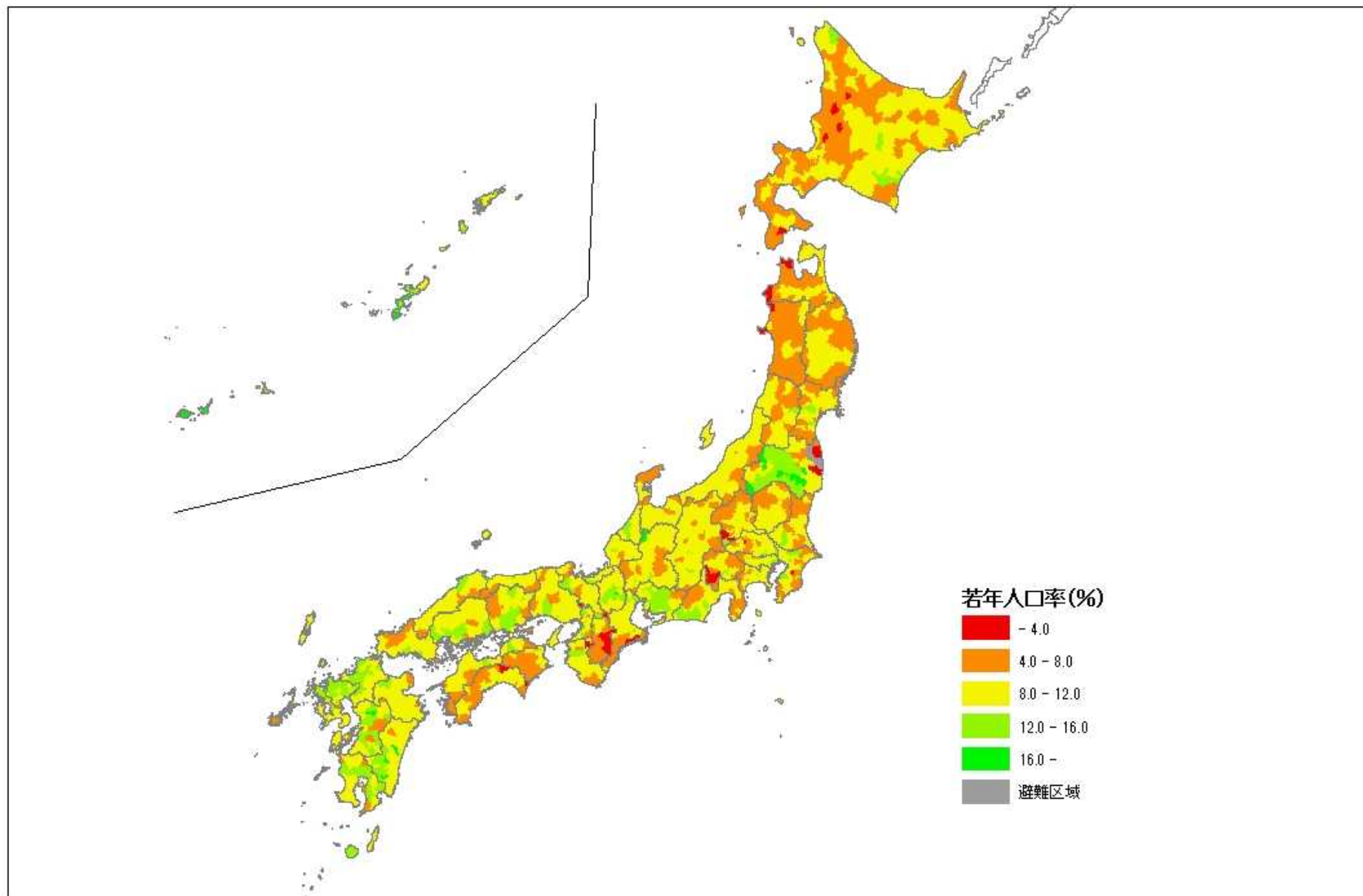
データ出典：地域の農業を見て・知って・活かすDB（農林水産省）

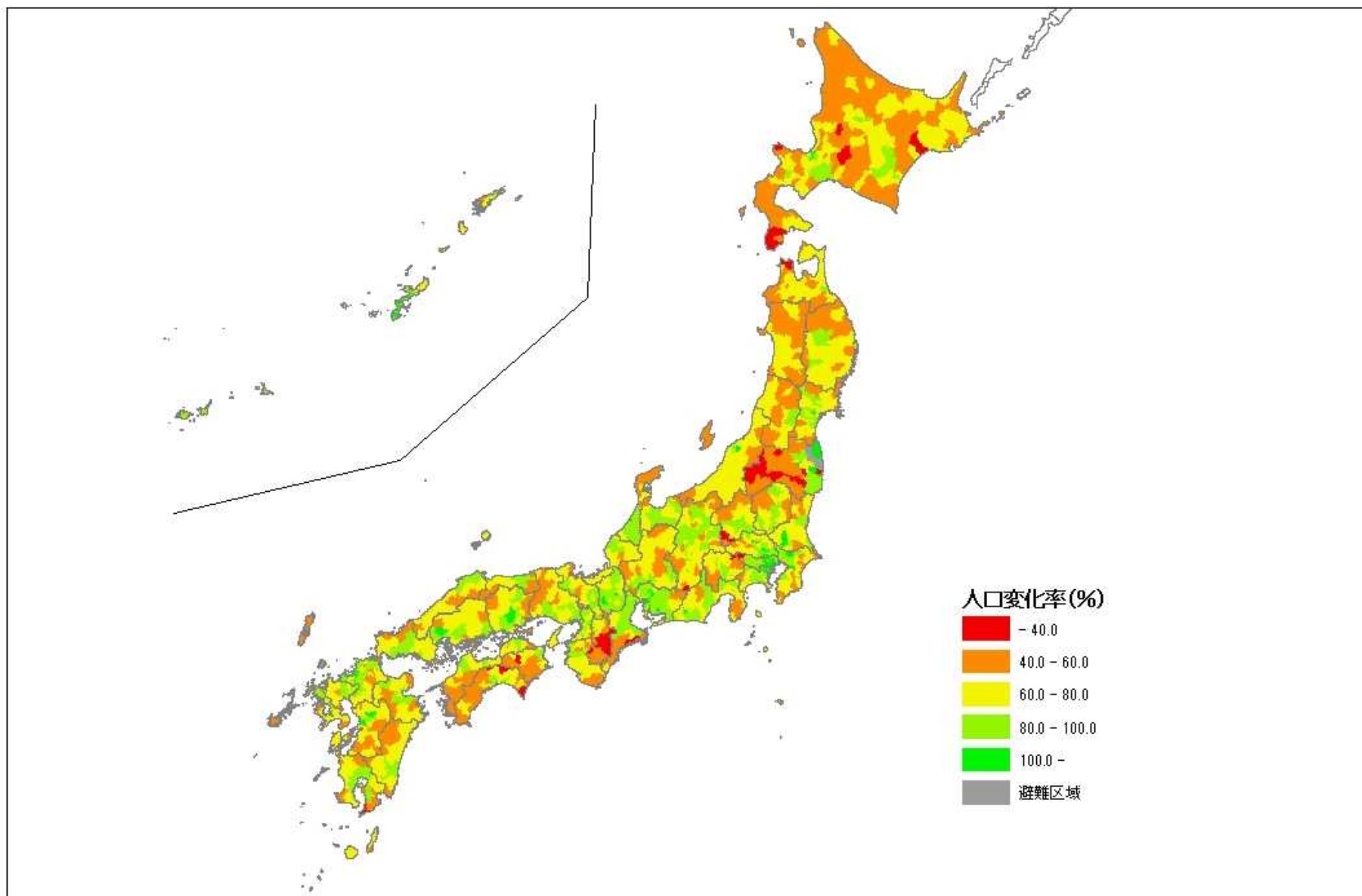
都道府県別の人口変化率ごとの市町村数の割合



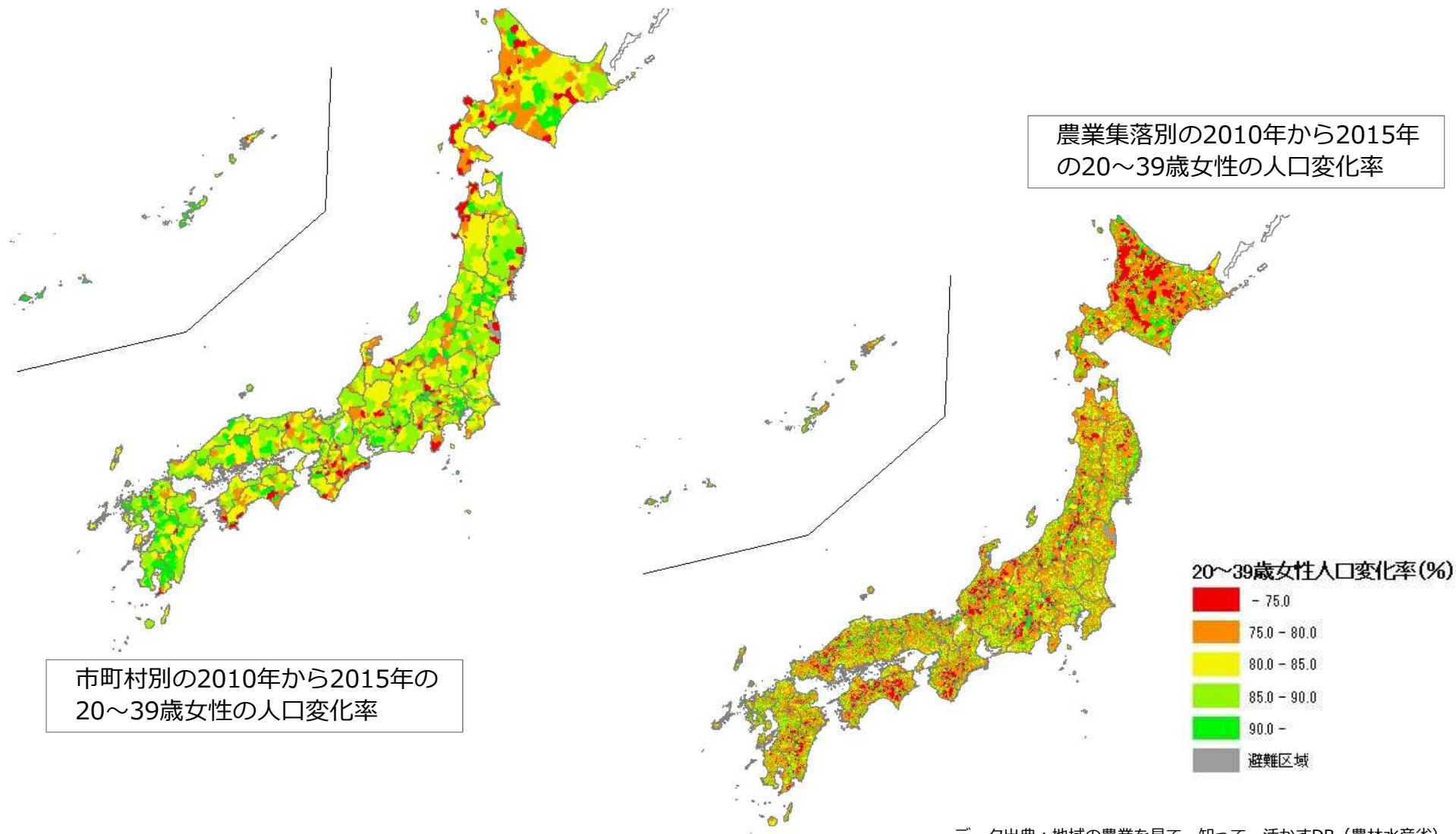








○市町村単位では、20～39歳女性の人口が大きく減少している市町村と将来人口推計でも人口減少が起こる市町村は概ね重なる。集落単位で見ると、20～39歳女性の人口の減少率が、市町村平均に対して大きい集落が散在している。こうした減少率が大きい地域においては、特に管理構想の検討を働きかけていく必要性が高いと考えられる。



- ここまで見てきたように、特に中山間地域において人口減少・高齢化の進行、集落規模の縮小が予測されるが、郊外に開発された住宅地においても急速な高齢化や人口減少等の課題を抱え、土地利用・管理を検討する必要性が出てくる可能性がある。
- 都道府県・市町村においてこうした課題が懸念されるエリアがないか検討するに当たり、GISが活用できる場合には、以下方法で、年代ごとに拡大したとみられる住宅地を抽出し、そうしたエリアの高齢化率等について周辺地域と比較を行うことで、市町村単位や地域・集落単位での情報整理によらず、課題を整理し、管理の在り方を検討する必要があるエリアを検討するのに資すると考えられる。
  - ・国土数値情報の土地利用細分メッシュデータ（100m）を昭和51年・昭和62年等年代で比較
  - ・建物用地・その他の用地に転換したメッシュを抽出する（住宅地と見なす）
  - ・国土数値情報の人口集中地区（DID）範囲との関係から、既存の市街地又は既存の集落と、拡大したとみられる住宅地を抽出

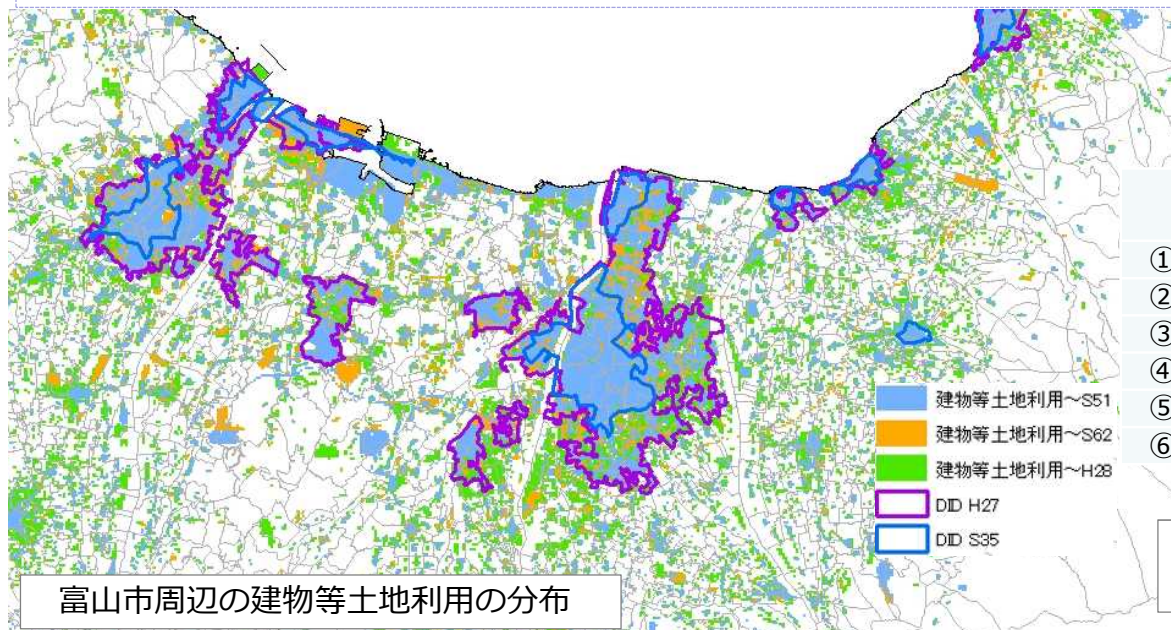
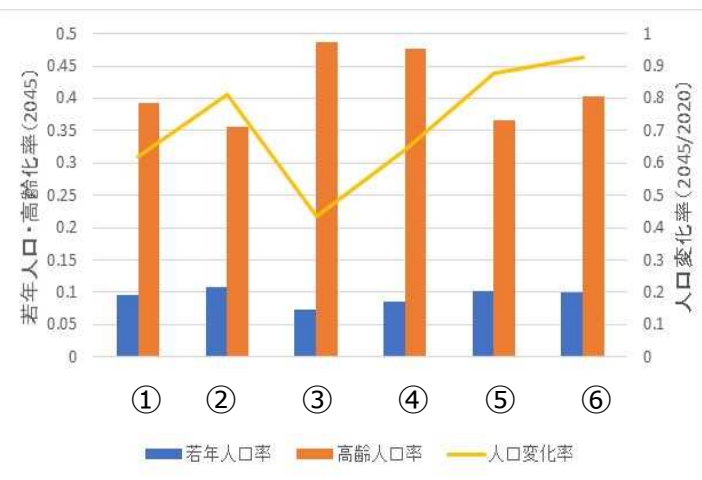
※ p 1 4 及び p 1 5 に分析事例を掲載

(例) 富山市周辺の場合。

- ・分布図から、S62年、H28年となるに従い、建物用地・その他の用地の土地利用（以下、「建物等土地利用」という。）の領域が郊外に拡大している。
- ・グラフは、各領域を以下のとおり分類し、それぞれの2045年の若年人口率・高齢化率、2020年から2045年の人口変化率を整理した。  
→既存の集落（④）や、既存の市街地が縮小したとみられる地域（③）での高齢化・人口減少は一層進むほか、中心部の既存の市街地（①）やS62以降に拡大した地域（⑥）においても高齢化が進むと予測。一方で、S62年までに郊外に拡大したと考えられる地域（②⑤）はそれらの地域に比べると、比較的人口減少・高齢化は緩やかである。

- ① S51年における建物等土地利用のうちS35年時点のDID内の領域（既存の市街地）
- ② S51年における建物等土地利用のうちH27年時点のDID内の領域（S50年代より前に拡大したとみられる地域）
- ③ S51年における建物等土地利用のうちS35年時点のDID内であるもののH27にDID消滅した領域（既存の市街地が縮小したとみられる地域）
- ④ S51年における建物等土地利用のうちH27年時点のDID外の領域（既存の集落）
- ⑤ S51年～S62年の間で拡大した建物等土地利用の領域
- ⑥ S62年～H28年において拡大した建物等土地利用の領域

データ出典：国土数値（国土交通省）  
地域の農業を見て・知って・活かすDB（農林水産省）



	2020年人口 (人)	2045年人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )
①	119,646	74,214	27.98
②	252,063	204,479	39.30
③	9,320	4,061	2.51
④	241,723	154,499	152.31
⑤	43,186	37,969	58.24
⑥	368,753	342,176	215.64

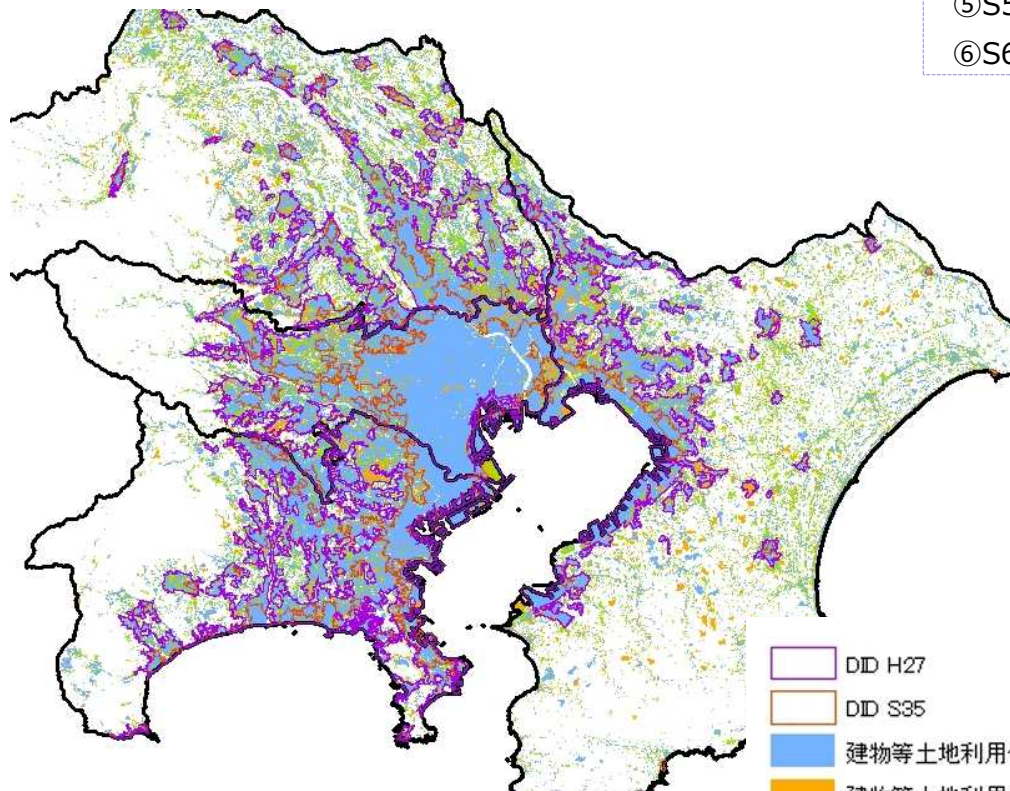
富山市周辺の建物等土地利用の拡大時期と2045年の高齢化率・若年人口率及び2020年から2045年の人口減少率

(例) 首都圏近郊の場合。

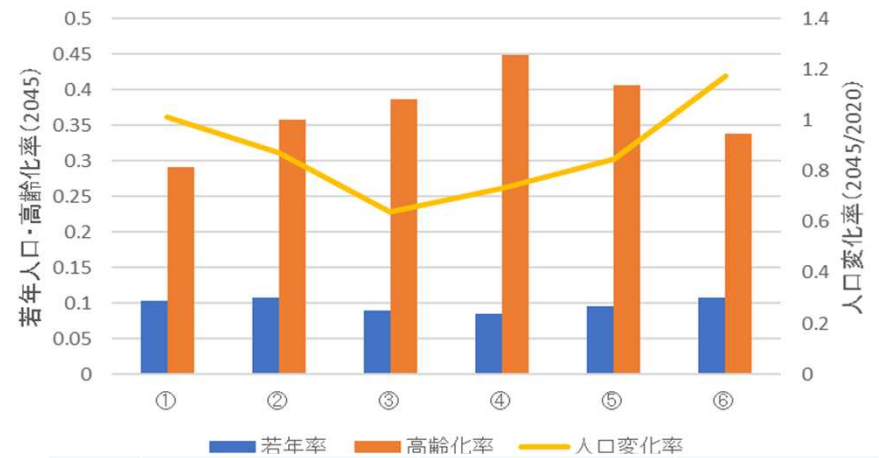
- ・富山市と同じく、S62年、H28年となるに従い、建物用地・その他の用地の土地利用の領域が郊外に拡大しており、既存市街地や集落から離れた場所に散在していることがわかる。
- ・グラフは、各領域を右のとおり分類し、それぞれの2045年の若年人口率・高齢化率、2020年から2045年の人口変化率を整理した。

既存の集落(④)で高齢化・人口減少が進むのに次いで、S51~S62年の間で拡大した地域(⑤)で人口減少・高齢化が進み、こうした地域で課題が健在化する可能性がある。

- ①S51年における建物等土地利用のうちS35年時点のDID内の領域(既存の市街地)
- ②S51年における建物等土地利用のうちH27年時点のDID内の領域(S50年代より前に拡大したとみられる地域)
- ③S51年における建物等土地利用のうちS35年時点のDID内であるもののH27にDID消滅した領域(既存の市街地が縮小したとみられる地域)
- ④S51年における建物等土地利用のうちH27年時点のDID外の領域(既存の集落)
- ⑤S51年~S62年の間で拡大した建物等土地利用の領域
- ⑥S62年~H28年において拡大した建物等土地利用の領域



首都圏近郊の建物等土地利用の分布



	2020年人口(人)	2045年人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )
①	11,642,941	11,782,474	897.64
②	19,438,318	16,948,529	1,520.36
③	97,137	61,949	8.22
④	1,522,790	1,118,469	1,026.58
⑤	883,821	750,199	679.47
⑥	2,765,364	3,244,868	1,422.70

首都圏近郊の建物等土地利用の拡大時期と2045年の高齢化率・若年人口率及び2020年から2045年の人口減少率



## 国におけるモニタリング

## &lt;取組状況の把握と見直し&gt;

- 国は、「国土の管理構想」の取組の進捗状況の把握のため、毎年、都道府県・市町村・地域における管理構想の策定状況について毎年状況を把握する（国土利用計画の策定・改定等の意向調査とあわせて聞き取り予定）。その取組事例からそれぞれの事例における効果や、プロセスや必要な支援策等の改善点を整理することとする。
- 前頁で提示した管理構想に優先的に取り組むべき市町村や地域の検討に資するよう提示するデータについては、データの更新等にあわせて継続的に整理・提供するとともに、管理構想が策定されている地域との対応状況から、取組の進捗を評価する。

## &lt;国土管理の状況の把握&gt;

- 「国土の管理構想」も含めた施策・取組の効果として、国土管理の状況の把握を行う必要があるが、これについては、国土形成計画・国土利用計画の改定とあわせて、目指すべき国土像や施策の方向性に対応した国土利用・管理の状況を把握・評価するためのモニタリング方法（基本方針・指標等）を検討し、国土利用計画のモニタリングの一環として実施する。
- 国土の管理状況の把握・評価を行うモニタリング方法の検討の際に考慮すべき課題は以下のとおり。
  - ・「国土の管理水準」及び、「国土の管理水準」と機能の維持・発揮状況の関係に係る把握・評価方法。
  - ・特に、都道府県域をまたがって、維持・保全すべき機能及びそうした機能を発揮すべき土地の把握と、その現状の把握・評価の方法。

## 都道府県・市町村・地域におけるモニタリング

## ＜都道府県・市町村におけるモニタリング＞

- 都道府県及び市町村においては、それぞれの管理構想の進捗の確認の観点から域内における市町村管理構想・地域管理構想の策定状況を把握する。
- また、都道府県管理構想・市町村管理構想の策定の際に、現状把握・将来予測において整理した情報（集落の維持可能性、土地の管理状況等）を踏まえ、モニタリングの際に指標として活用するものを検討しておく。これらの情報について定期的（国勢調査・農林業センサス等の改訂にあわせ、5年に1回程度を想定）に更新を行い、状況変化に照らして、課題や管理すべきエリア、取組の方針等、管理構想について見直しの必要がないか検討を行う。なお、指標となる適切な情報がない場合には、必要に応じて新たに指標として活用できる情報を収集・蓄積することを検討する。
- 特に、市町村においては、地域における土地利用・管理に係る課題や関係施策・地域住民等による取組状況等について年1回程度は関係部署間で情報共有を図ることが望ましい。また、地域管理構想が策定された場合には市町村管理構想との齟齬がないか確認し、市町村管理構想への反映を行う。

## ＜地域における地域や土地の状況把握と、地域管理構想の見直し＞

- 地域においては、日常的に可能な範囲で、地域や土地の状況の把握と情報共有を行う。
- 地域管理構想における「地域としてのルール」として、「必要最小限の管理」を行うこととした土地も含めた土地の状況の見守り方法、情報の共有方法等について整理するとともに、年1回程度はその情報共有と取組の進捗、今後の取組について話し合う場を設けるなど、地域管理構想の見直しの考え方を整理することが望ましい。なお、地域において、年1回程度の情報共有が図られる際には、図面上にこの間の変化などを書き込むなどして見える化が図られると効果的と考えられる。